

平成 2 9 年  
第 1 回

# 定例会会議録

平成 29 年 2 月 22 日 開会  
平成 29 年 2 月 22 日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成29年第1回東京たま広域資源  
循環組合議会定例会会議録

目 次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
管理者報告	4
議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関す る条例の一部を改正する条例	10
議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例	11
議案第4号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補 正予算(第2号)	13
議案第5号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計予 算	16
議案第6号 平成29年度東京たま広域資源循環組合負担金につ いて	16
閉会	38

平成 29 年第 1 回 東京たま広域資源  
循環組合議会定例会議事日程

平成 29 年 2 月 22 日 (水)

午後 1 時 30 分

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 管理者報告
- 日程第 5 議案第 1 号  
東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号  
東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号  
東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 4 号  
平成 28 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 9 議案第 5 号  
平成 29 年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算
- 日程第 10 議案第 6 号  
平成 29 年度東京たま広域資源循環組合負担金について

出席議員

第1番	鈴木 玲央 君	第2番	福島 正美 君
第3番	山本 ひとみ 君	第4番	土屋 健一 君
第5番	久保 富弘 君	第6番	臼井 克寿 君
第7番	稲垣 米子 君	第8番	小林 市之 君
第9番	川畑 一隆 君	第10番	露口 哲治 君
第11番	吉瀬 恵美子 君	第12番	清水 登志子 君
第13番	蜂屋 健次 君	第14番	木島 たかし 君
第15番	関口 博 君	第16番	大野 聰 君
第17番	鈴木 えつお 君	第18番	佐竹 康彦 君
第19番	ふせ 由女 君	第20番	梶井 琢太 君
第21番	木村 祐子 君	第22番	いいじま 文彦 君
第23番	岩佐 ゆきひろ 君	第24番	濱中 俊男 君
第25番	山崎 英昭 君	第26番	原 成兆 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者	長友 貴樹 君	副管理者	清水 庄平 君
副管理者	石阪 丈一 君	副管理者	加藤 育男 君
事務局長	志村 公久 君	総務課長	渡辺 直樹 君
適正化・広報担当参事	平野 拓哉 君	参事兼環境課長	大平 裕己 君
参事兼事業調整課長	福谷 寛二 君	業務課長	山下 幸司 君
エコセメント担当参事	高橋 一広 君	会計管理者	塩足 眞 君

職務のため出席した者

書記	中村 幸雄 君	書記	高野 淳 君
書記	福井 大枝 君	書記	松原 幸毅 君

平成29年第1回東京たま広域  
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成29年2月22日（水）

午後1時30分

場 所 東京自治会館大会議室

午後1時30分開会

○議長（濱中 俊男君） 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は25名で、1名遅刻というふうなご報告をいただいております。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、1名の議員が今回の定例会より交代いたしましたので、自己紹介のほうをお願いいたします。

25番、西東京市、山崎英昭議員、自己紹介をお願いいたします。

○25番（山崎 英昭君） 初めまして。ただいまご紹介いただきました、西東京市議会議員の山崎英昭でございます。

西東京市は選挙がちょっとずれている関係がございまして、先週4日間臨時議会で、各人事を決めまして、その中で今回、私自身はこの東京たま広域資源循環組合は初めてなのですが、ぜひこちらでまた皆様と一緒に議論させていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（濱中 俊男君） 山崎議員、ありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。

〔日程第1〕諸般の報告

○議長（濱中 俊男君） それでは、本日の会議を開きます。

日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告は所定の記者席から行うものといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### [日程第2]会議録署名議員の指名

○議長（濱中 俊男君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定によりまして、議長において、第10番、露口哲治議員、第26番、原成兆議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

#### [日程第3]会期の決定

○議長（濱中 俊男君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### [日程第4]管理者報告

○議長（濱中 俊男君） 日程第4、管理者報告を行います。説明を求めます。

長友管理者、よろしくお願いいたします。

○管理者（長友 貴樹君） 皆様、こんにちは。管理者、調布市長の長友でございます。

本日は、予算議会前の大変お忙しいところご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。また冒頭、資料の差しかえの必要が生じたことは、大変申しわけございません。おわびを申し上げる次第でございます。

本日の定例会でございますが、昨年10月以来の組合の事業報告、また6件の議案の審議を

お願いするものでございます。

議案の審議の中で特に重要なものが、平成29年度一般会計予算でございます。総額で104億1,500万円余となっております。その内容はこれまでどおりでございますけれども、二ツ塚、谷戸沢両処分場の適正な維持管理、またエコセメント事業の進展、これに伴うものが内容となっているところでございます。

皆様ご存じのように、二ツ塚が開設以来19年、谷戸沢に至っては33年の歳月を経過しているわけでありまして。やはり経年劣化、老朽化は、これは誰の目にも明らかでございますが、施設を維持管理していくこと、厳しい財政状況ではございますが、内部の努力を継続しつつ、この任に当たっていききたいと思うところでございます。皆様方のご理解をこれからもお願いをするところであります。

組織団体の負担金につきましては、総額93億3,000万円を維持させていただくことといたしました。どの自治体におかれましても、財政状況はまだまだ厳しい折ではございますが、何とぞご理解を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

本日の議題の詳細等につきましては、後ほど事務局よりご説明をさせていただきますので、私からは二、三点、この間の組合を取り巻く状況についてご報告をさせていただきます。

まず、処分場の管理運営でございますが、ご案内のとおり11月にちょっと季節外れの降雪等もございましたが、大きな混乱もなく、焼却灰、また不燃物の受け入れというものは非常に円滑に、地元日の出町、また組織団体の皆様のご協力のもとに進展をいたしております。

2点目が、谷戸沢処分場における発電——太陽光発電でございますけれども、幸いなことに昨年末に契約が完了いたしました。本年10月発電開始という予定になっております。環境保全に関する新たな取り組みとして、積極的に私どももPRをしていきたいと思っております。

3番目は、少しやわらかい話題でございますが、私ども組合の職員が撮影に成功いたしましたカヤネズミの地表巣、地表の巣から出入りする様子が複数の新聞に掲載をされたところでございます。カヤネズミの冬の活動、生態というものは、なかなか不明な点が多く、これは貴重なものであるということでもあります。それで、掲載された記事の中には、専門家の発言として、昨年のフクロウのひなが飛び立ったというニュースもご記憶かと思いますが、それとあわせて、やはり非常に適正な管理のもとに良好な里山の自然、これが戻りつつあるということで、例えば生態系——フクロウのネズミの捕食等、そういうようなものも食物連鎖として起こってきているというような解説もあったようでございます。私どもも、そのよう

な非常に心温まるようなニュースも含めて、自然環境の復元というものを積極的にPRしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、400万住民の皆様方のごみの最終処分という大変重い責務を担っているわけでございます。安全・安心にどこまでも留意をしながら、日の出町の皆様との非常に良好な関係を円滑にこれからも維持することを旨として、事業に当たってまいります。

議員の皆様方の今後ともご理解、ご協力、ご支援をお願い申し上げまして、冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願ひいたします。

○議長（濱中 俊男君） ありがとうございます。また、ほほ笑ましいニュースもお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

引き続きまして、事務局より説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

○事務局長（志村 公久君） それでは、昨年10月に開催されました平成28年第2回定例会以降の組合事業の経過についてご報告申し上げます。

説明に少々お時間を頂戴いたしますので、恐縮ですが着席してご説明させていただきます。

それでは、議案書の2ページをお開き願います。

まず、各委員会関係でございます。

谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、共通の委員会といたしましては、昨年11月29日に第36回の技術委員会を開催いたしました。委員会では、廃棄物等の専門家であります大学教授5名の委員の方に、平成28年度上半期の各種環境調査の結果等について報告を行いまして、いずれの施設についても周辺環境に公害等の影響を与えておらず、良好に管理されているとの確認をいただいております。

次に、谷戸沢処分場の関係でございますが、昨年12月14日に第40回の環境保全調査委員会を、同月22日に、今年度3回目となります第3自治会監視委員会を開催いたしまして、日の出町や地元自治会の皆様に谷戸沢処分場に関する環境調査結果等について報告を行いまして、これまでと同様、安全かつ安定的に推移しているということを確認していただきました。

また、二ツ塚処分場の関係では、昨年12月20日に第22自治会対策委員会を開催いたしまして、二ツ塚処分場の埋立ての進捗状況や環境調査結果のほか、焼却灰に係る放射性物質濃度等の調査結果やエコセメント化施設の稼働状況について報告を行いまして、これまでと同様、安全かつ安定的に稼働しているということを確認していただきました。



続きまして、議案書の3ページをごらんください。

処分場埋立及びエコセメント関係でございます。

昨年10月から12月までの各月の二ツ塚処分場の埋立状況及びエコセメント化施設の稼働状況について記載してございます。エコセメント化施設の稼働後は、焼却残渣の全量をエコセメントの原料としてリサイクルしておりますので、こちらに記載してあります埋立ての容量については、不燃ごみのみの数字となっております。

埋立ての進捗率につきましては、昨年12月末現在44.7%ということでございまして、前回の報告から変動はございません。

また、エコセメント化施設については順調に稼働しておりまして、焼却残渣の受け入れ量と、エコセメントの出荷量については記載のとおりとなっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。

環境関係でございます。

まず、処分場敷地内の大気中のダイオキシン類調査でございますが、昨年11月10日から17日にかけて今年度3回目の調査を、また今月の9日から16日にかけて4回目の調査を実施いたしました。

次に、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設における水質等の調査についてでございますが、昨年12月26日に平成28年度上半期分の調査結果をホームページ等で公表しております。いずれの調査結果についても従来の調査結果と比較して大きな変化はなく、周辺環境に汚染等の影響を及ぼしていないということが確認されております。

次に、搬入廃棄物適正化関係についてでございます。

円滑な最終処分を継続していくためには、搬入される廃棄物が適正に処理されたものであることが不可欠であるということにつきまして、関係者に改めてご認識いただくために、昨年11月8日と14日の2日間、組織団体及び搬入団体の職員等を対象とした処分場視察研修会を開催いたしました。5月にも同様の研修を実施しておりまして、今年度は合わせて197名の参加となっております。

また、昨年12月20日から本年1月25日にかけて、清掃工場等の中間処理施設を対象とした立入調査を行いまして、各施設ともごみ処理の状況等について、問題となる事項は見受けられないことを確認してございます。

続きまして、議案書5ページをごらんください。

広報関係その他についてでございます。

まず広報事業といたしましては、昨年11月5日から2日間開催されました日の出町産業まつりにおきまして、エコセメント事業のPRを目的として、エコセメントを原料に使用した植木鉢づくり等を体験できるブース出展をいたしております。

また、12月4日には組合広報紙「たまエコニュース68号」を発行いたしております。

次に、当組合主催の見学事業でございますが、11月26日に谷戸沢処分場の自然観察会を実施いたしました。

次に、三多摩は一つなり交流事業でございます。この事業は、日の出町と組織団体の住民の皆様が、文化やスポーツなどを通じて交流を深めるということを目的に実施しているものでございまして、前回の議会以降につきましては、記載のとおり6件の事業を開催していただきました。

説明は以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上をもって報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第45条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの報告について質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑なしと認めます。

これにて管理者報告を終わります。

[日程第5]議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、日程第5、議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者（長友 貴樹君） 議案書6ページをお開き願います。

議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及びその他関係法令の改正に伴い、要介護者を介護する職員の超過勤務の免除及び介護時間に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要のあることから、当組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について改めるものであります。

改正内容につきましては、事務局長からご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱中 俊男君） 志村事務局長。

○事務局長（志村 公久君） それでは、議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の6、7ページをごらん願います。

本改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律その他関係法令の改正に伴いまして、7ページから8ページにかけて記載のとおり、要介護者を介護する職員の超過勤務の免除及び介護時間に係る規定を設けるほか、所要の規定を整備いたしまして、8ページの附則に記載のとおり公布の日から施行するものであります。

議案第1号の説明については以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中 俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

[日程第6]議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、日程第6、議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者（長友 貴樹君） 議案書12ページをお開き願います。

議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及びその他関係法令の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の改正を行う必要があることから、当組合職員の育児休業等に関する条例について改めるものであります。

改正の内容につきましては事務局長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱中 俊男君） 志村事務局長。

○事務局長（志村 公久君） それでは、議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の13ページをごらん願います。

本改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律その他関係法令の改正に伴い、13ページから14ページにかけて記載のとおり、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するほか、所要の改正を行うものであります。

なお、これらにつきましては14ページの附則に記載のとおり、公布の日から施行することとなりますが、第2条の規定につきましては平成29年4月1日付で施行するものであります。

議案第2号の説明につきましては以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中 俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

[日程第7]議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、日程第7、議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者（長友 貴樹君） 議案書18ページをお開き願います。

議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、東京都人事委員会勧告等に伴い、国及び東京都に準じた公民較差の解消及び扶養手当の見直し等が必要となったことから、当組合職員の給与に関する条例について改めるものであります。

改正内容につきましては事務局長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱中 俊男君） 志村事務局長。

○事務局長（志村 公久君） それでは、議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の18ページ、19ページをごらん願いたいと思います。

本改正につきましては、東京都人事委員会の勧告により、19ページから21ページにかけて

記載のとおり、国及び東京都に準じた公民較差の解消及び扶養手当の見直しのほか、所要の改正を行うものであります。

まず第1条であります。行政不服審査法の改正に伴う法律番号及び条番号の変更とあわせて、勤勉手当の支給割合を100分の85から100分の90に見直し、1年間の支給月数を0.1か月分引き上げるものであります。

次に第2条ですが、記載のとおり配偶者の扶養手当の額を引き下げ、子の額を引き上げるとともに、所要の改正を行うものであります。

なお、これらについては20ページ——差しかえ後の20ページでございますね。こちらについては附則第1項に記載のとおり、公布の日から施行することとなりますが、第2条の規定については平成29年4月1日付で施行するものであります。

また、附則第2項及び第4項によりまして、勤勉手当の0.1か月分の引き上げについては平成28年12月1日に遡及して適用となることから、本年3月支給の給与において差額分を支給する予定でございます。

また、附則第3項におきまして、扶養手当の規定等について所要の経過措置を設けるものでございます。

議案第3号の説明につきましては以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中 俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

[日程第8]議案第4号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)

○議長(濱中 俊男君) 続きます、日程第8、議案第4号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者(長友 貴樹君) 議案書27ページをお開き願います。

議案第4号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

おめぐりいただきまして、本補正予算案は28ページの第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ3,600万円を減額し、予算総額106億9,336万2,000円とするものであります。

内容につきましては、歳入の組合債及び歳出の衛生費を減額し、基金費を増額するものであります。

詳細につきましては、事務局長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(濱中 俊男君) 志村事務局長。

○事務局長(志村 公久君) それでは、議案第4号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第2号)について、別冊でお配りしております冊子、平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算及び同説明書(第2号)、こちらによりご説明させていただきますと思います。

冊子の5ページからが説明書になっておりますが、8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。

初めに歳入でございます。

款8、項1組合債、目1衛生費につきましては、谷戸沢処分場浸出水処理施設防食塗装工事に伴う起債を予定しておりましたが、事業費の歳出において大幅な減額が生じることから起債を取りやめ、3,600万円を減額するものであります。

続きます、歳出です。

1枚おめぐりいただきまして、10ページ、11ページをごらん願います。

款3衛生費、項1清掃費、目3谷戸沢処分場費につきましては、歳入の減額補正に伴いま

して、財源を特定財源から一般財源に更正するものであります。

目4エコセメント事業費についてでございますが、一番右側の列、説明欄に記載のとおり、施設運營業務委託の委託料について7億5,864万8,000円を減額するものであります。

これにつきましては、現状の重油価格が想定単価より低額で推移しているということによりまして、決算額が減となることが見込まれるものでございます。予算編成時におきましては、燃料として使用している重油の単価を1リットル当たり73.0円として計上しておりましたが、第3四半期までの重油単価の実績及び第4四半期の重油単価の見込みから、年平均での重油単価を1リットル当たり46.1円と算定し直しまして、当初の単価との差額等について委託料を減額するものであります。

次に、款5諸支出金、項1、目1基金費につきましては、衛生費の減額分から組合債の歳入の減額分を差し引いた差額7億2,264万8,000円を財政調整基金に積み立てるため、増額補正するものであります。

議案第4号についての説明は以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上をもって説明は終わりました。

続いて質疑に入るわけでございますけれども、あらかじめ事務局に質疑の申し出がございましたので、議長において指名いたします。

3番、武蔵野市、山本ひとみ議員。

○3番（山本 ひとみ君） 通告をしておりましたが、1点質問させていただきます。

今回、地方債の補正で谷戸沢処分場整備事業、浸出水処理施設防食塗装事業に関して、地方債の補正、廃止ということなんですけれども、この浸出水処理施設防食塗装事業というのはこれまで毎年やっているものなのか。

要するに、塗装を毎年しないと劣化が著しい状況なのか、もしくは毎年ではなくて何年かに1回やっているのかということですね。これに関して、頻度とか、その目的といたしますか、効果をお尋ねしたいと思います。

○議長（濱中 俊男君） 業務課長。

○業務課長（山下 幸司君） 私からは、防食塗装事業についてお答えをいたします。

浸出水処理施設のさまざまな水槽につきましては、劣化を防ぐため定期的に防食塗装を実施する必要がございます。

そのため、各水槽の劣化度に応じまして、平成22年度より順次、防食塗装を実施しております。今後5年程度で完了する予定でございます。



私からは以上です。

○3番（山本 ひとみ君） はい、山本です。3番。

○議長（濱中 俊男君） 議長と言ってください。

○3番（山本 ひとみ君） 山本ひとみです。いいですか。

○議長（濱中 俊男君） じゃ3番、山本議員。

〔「議長と発言してから質問してください」と呼ぶ者あり〕

○3番（山本 ひとみ君） はい、質問します。

○議長（濱中 俊男君） 山本議員、これから「議長」と言って挙手をして、そして指名を受けてから発言してください。

○3番（山本 ひとみ君） 失礼いたしました。議長と言っていなかったですね、申しわけないです。再質問します。

○議長（濱中 俊男君） どうぞ。

○3番（山本 ひとみ君） 失礼いたしました。

ご説明ありがとうございます。平成22年度より順次やっているということですが、私は、浸出水の中にどのような成分がまじっているのか。劣化といっても、何による劣化なのかということについて、これまでのところ浸出水に対する検査結果などはもちろんご報告いただいているところですが、改めてあと5年程度はやるということですので、どのような影響、どのような物質から劣化を防ぐために塗装事業を行っているのかという点について、お答えをいただけたらと思います。

○議長（濱中 俊男君） 事務局長。

○事務局長（志村 公久君） この防食塗装の目的、こういったような物質から水槽を守るのかというご質問でございますが、浸出水の中には塩分が多く含まれております。通常、コンクリートにつきましても、塩分を含んだ水、塩水にさらされると劣化を招きます。それを防止するため防食塗装を実施するものでございまして、今回の防食塗装、おおむね10年程度はメーカー保証として耐久性があるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） ほかに、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱中 俊男君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第4号 平成28年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第2号）を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中 俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

[日程第 9]議案第5号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

[日程第10]議案第6号 平成29年度東京たま広域資源循環組合負担金について

○議長（濱中 俊男君） 次に、日程第9、議案第5号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算、日程第10、議案第6号 平成29年度東京たま広域資源循環組合負担金については、ともに関連性がございますので、一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

長友管理者。

○管理者（長友 貴樹君） 議案書31ページをお開き願います。

議案第5号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び議案第6号 平成29年度東京たま広域資源循環組合負担金について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第5号の当初予算案についてであります。

おめくりいただきまして、本予算案は、33ページの第1条にありますとおり、予算総額を歳入歳出それぞれ104億1,597万7,000円と定めるものであります。なお、前年度比では0.2%の増となっております。

本予算案の特徴であります。安全で安定した処分場運営を行っていくことを基本方針とし、各施設の更新等に重点を置いた予算編成となっております。

続きまして、36ページをお開き願います。

議案第6号の組織団体負担金についてであります。

本案は、平成29年度の組織団体負担金として、前年度と同額の総額93億3,000万円の負担をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（濱中 俊男君） 志村事務局長。

○事務局長（志村 公久君） それではまず、議案第5号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算についてご説明いたします。

少々お時間をいただきますので、着席して説明させていただきます。

別冊でお配りしてあります冊子、平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算及び同説明書、こちらによりまして、内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの冊子の8ページ、9ページをお開き願いたいと思っております。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、前年度と同額の93億3,000万円としております。

次に、第2款国庫支出金でございますが、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定経費のうち、エコセメント化施設からの排出ガス中の放射性物質の測定に要する経費について、国から補助金が交付されるもので、前年度と同額の217万7,000円を見込んでおります。

次に、第3款都支出金でございますが、二ツ塚処分場内の針葉樹を広葉樹へ林相転換する事業に対しまして交付される東京都からの補助金でございまして、前年度と同額の21万8,000円を見込んでおります。

次に、第4款財産収入でございますが、土地等の貸付けや各種基金の運用利益などで、前年度から52万7,000円減の8万7,000円を見込んでおります。財産貸付収入の減の理由といたしましては、前回10月の議会でご審議いただいた一般会計補正予算（第1号）でご説明申し上げましたとおり、社会福祉法人に貸付けを行っていた組合用地につきまして、今年度中に売却を行うことから、その貸付収入が減少することに加え、預金金利の低下に伴う金利収入の減少によるものでございます。

次に、第5款繰入金でございますが、財政調整基金からの取崩し額でございます。こちらにつきましては、歳出増に伴いまして、前年度と比較して1,795万7,000円増の2,590万7,000円を見込んでおります。

1枚おめくりいただきまして、10ページ、11ページをごらんください。

第6款繰越金でございますが、前年度と同額の3,000万円を見込んでおります。

第7款諸収入、項1組合預金利子につきましては、預金金利の低下に伴いまして、前年度から44万9,000円減の2万7,000円を見込んでおります。

次に、項2雑入でございます。こちらは、エコセメント化施設の運營業務受託者からの公共料金負担金が一番大きなものでございまして、これが964万円余りの増となったこと、それから太陽光発電電力売却益といたしまして、新たに2,938万円余りを計上したことなどによりまして、全体では3,959万円余り増の10億2,756万円余りとなっております。

なお、エコセメント売却益及び金属澱物売却益につきましては、それぞれ前年度と同額の7,747万円余り及び4,280万円余りを見込んでおります。

また、目2弁償金につきましては、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定に要する費用といたしまして、東京電力から原子力損害弁償金を収入してございまして、29年度につきましては470万円余りを見込んでおります。

次に、第8款組合債でございますが、29年度につきましては起債を行わない予定としております。

以上が歳入でございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページ、13ページをごらんください。

ここからが、歳出でございます。

まず第1款議会費は、議員報酬や議会開催に要する費用でございまして、隔年で実施している行政視察の経費を計上していることなどから、131万5,000円増の993万6,000円を計上しております。

次に、第2款総務費、項1総務管理費は、理事等の報酬、職員の人件費、弁護士委託料などの管理的経費などでございまして、総合システムの導入に係る委託が完了したことなどから、全体で1,877万円余り減の3億1,177万6,000円を計上しております。

主な事項についてご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、14ページ、15ページをごらんください。

第13節委託料でございます。こちらはネットワーク監視業務委託、総合システム保守委託、弁護士委託などで、合わせて1,604万円余りでございます。

第14節使用料及び賃借料は、公用車、複写機、LAN機器等の借上料で、1,091万円余りでございます。

第15節工事請負費は、管理センターの照明のLED化工事を行うため、1,080万円を計上しております。

1枚おめくりいただきまして、16ページ、17ページをごらんください。

第2款総務費、項2監査委員費でございますが、監査委員報酬などで54万5,000円を計上しております。

次に、第3款衛生費については、廃棄物の最終処分の業務に必要な物件費、処分場施設の維持管理業務などに伴う委託経費などがございます。

主な事項についてご説明いたします。

第1項清掃費、第1目清掃総務費は事務経費でございますが、6,392万円余りを計上しております。

この清掃総務費の主なものでございますが、第13節委託料につきましては、組合広報紙「たまエコニュース」の作成業務やホームページの管理、運営計画検討調査などに伴う委託料といたしまして、4,173万円を計上しております。

第15節工事請負費は、管理センターの会議室やベランダの手摺の改修に要する費用として、641万円余りを計上しております。

続きまして、第19節負担金、補助及び交付金は、三多摩は一つなり交流事業に対する補助金などといたしまして、836万円余りを計上しております。

1枚おめくりいただきまして、18ページ、19ページをごらんください。

第2目二ツ塚処分場費については、19億8,393万円余りを計上しております。これは、二ツ塚処分場の管理運営に係る経費及び処分場地元地域への負担金などがございます。

主なものでございますが、第11節需用費が2億3,611万円余りで、説明欄に記載のとおり二ツ塚処分場に関する電気料、上下水道料、修繕料などがございます。

第13節委託料につきましては5億3,265万円余りで、こちらについては処分場の維持管理、埋立作業、浸出水処理、生活環境モニタリング等に係る委託経費でございます。内訳でございますが、管理業務関連が1億9,688万円余り、1枚おめくりいただきまして、一番右の説明欄でございますが、運営及び維持管理業務関連が9,795万円余り、浸出水処理業務関連が1億1,875万円、生活環境モニタリング調査などの環境業務関連が1億1,905万円余りとなっております。

第15節工事請負費は、浸出水処理施設の処理槽の防食塗装、照明のLED化のほか、老朽化した混合土プラントの撤去に係る工事に要する費用として1億8万円を計上しております。

次に、第18節備品購入費でございますが、移動電源車の購入費約9,500万円をはじめ、二ツ塚処分場で使用する備品の購入費として9,732万円余りを計上しているものでございます。

この移動電源車でございますが、災害等により長期間にわたる停電が発生した場合でも、浸出水処理施設に浸出水を送水するための原水ポンプ、これを停止させずに安定的な送水が可能となる手段を確保するために、新たに原水ポンプ用の非常用発電機を設置することとしたものでございます。

当初は、原水ポンプ棟の近傍に建屋を建設いたしまして、据置き型の発電機を設置するということを考えておりましたが、その用地が十分に確保できないということから同程度の能力を持った電源車との比較検討を行ったところ、電源車のほうが費用の面からも有利であるということから、移動電源車を購入することとしたものでございます。

次に、第19節負担金、補助及び交付金でございます。こちらについては、前年度と同額の10億1,450万円を計上してございます。内訳については、地元日の出町に対する地域振興事業負担金、これが10億円、そして秋川流域への振興事業負担金の1,450万円となっております。

次に、第3目谷戸沢処分場費でございますが、埋立完了後の維持管理に係る経費などで7億1,774万円余りでございます。

主なものでございますが、第11節需用費、こちらは浸出水処理施設の消耗品費、上下水道料、修繕料などで、施設の老朽化に伴う修繕料の増などにより、1億2,312万円余り増の2億5,367万円余りとなっております。

1枚おめくりいただきまして、22ページ、23ページをごらんください。

第13節委託料でございます。こちらについては、2億9,937万円余り。内訳は、維持及び管理業務関連が1億3,235万円余り、浸出水処理業務関連が7,684万円余り、生活環境モニタリング調査などの環境業務関連が9,017万円余りとなっております。

1枚おめくりいただきまして、24、25ページをごらんください。

第14節使用料及び賃借料でございますが、こちらは5,608万円余りでございます。これは、処分場内の町有地の借上料が主なものでございましたが、今年度、太陽光発電施設の借上料といたしまして2,326万円余りを新たに計上しております。

次の第15節工事請負費は、8,712万円余りでございまして、浸出水処理施設の防食塗装工事や、電気設備改修工事等に要する経費を計上しております。

次の第19節負担金、補助及び交付金については、日の出町が実施する谷戸沢処分場下流での水質調査等に関する負担金といたしまして、前年度と同額の1,800万円を計上しております。



内容というA4の1枚紙、資料1が添付してございますので、合わせてごらんいただきますようお願いいたします。

続きまして、資料2、A3横のこちらの資料によりまして、谷戸沢処分場で実施いたします太陽光発電の概要についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1、契約の概要でございます。

契約の相手方は大和リース株式会社、実際に太陽光パネルの設置や管理を行いますJESCO CNS株式会社というのが共同提案者となっております。この大和リース株式会社でございますが、既に所沢や前橋におきまして廃棄物処分場跡地にメガソーラーを設置する受託実績を有しておるものでございます。

なお、今回のプロポーザルにおきましては2者から参加申込みがございましたが、残念ながら、1者が現地で説明会に参加した後、辞退となりましたため、企画提案書の提出は1者でございました。

賃貸借期間でございますが、こちらは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法によりまして、固定価格での買取りが担保される期間であります20年間、その間の契約金額の総額は8億92万8,000円でございます。

次に、2、賃借料内訳でございますが、こちらについては賃借料の内訳を事項別と年度別に整理してございます。事項別では、工事費が4億8,600万円、管理費が約3億1,500万円、それぞれの内訳については記載のとおりとなっております。

また、年度別でございますが、各年度4,000万円弱ということになりますが、初年度29年度と最終年度49年度につきましては半年分となりますので、2,000万円程度の金額となっております。

なお、平成29年度につきましては下の米印にございますように、発電による収入を2,938万2,000円、こちらは約113万キロワットの発電により得られる収入でございますが、こちらから賃借料の2,326万4,000円を差し引いた収益としては、約600万円という金額を想定しております。

次に、収入見込でございます。

20年間の契約期間全体での収支といたしましては、電力売却益による収入の総額から賃借料の総額を差し引きまして、さらに今回の契約には含まれておりませんが、将来の撤去費というものを差し引いた金額といたしまして3億5,920万円余りを見込んでおりまして、採算性の検討時点より増となっております。



次に、4、保険等の適用範囲でございます。

今回の契約におきましては、事業実施に伴うリスクを可能な限り低減するため、事業者が各種の保険等に参加するということを規定しております。建設中につきましては、工事の対象物について生じた損害を補償する保険、それから第三者への賠償責任を補償する保険に加入いたします。

また、運営期間中につきましては、火災や落雷、電氣的機械的事故等により生じた物的損害と、その損害に伴う利益損失への補償をも含む損害保険に加入するほか、第三者への賠償責任を補償する保険にも加入することといたしております。

さらに、各年度において収支がマイナスになることを防ぐために、電力売却益等の収入が賃借料相当である4,100万円を下回った場合には、その差額を循環組合に補填するという契約としております。これを担保するものとして、事業者は日照時間が一定の基準値を下回った場合に、その差に応じて収入が得られる天候デリバティブというような保険商品などに加入することといたしております。

こうした保険でございますが、地震や噴火、戦争やテロといった不可抗力による設備の大規模な損害については適用の範囲外となりますので、収支がマイナスとなるリスクは完全にゼロにできるというものではございませんが、日照不足も含めまして、通常の運営における大半のリスクというものは回避できると考えております。

次に5、今後のスケジュールについてでございますが、現在接続契約等の手続が順調に進んでおりまして、4月から本体工事に着手して、10月からの発電開始を予定しております。

議案第5号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 平成29年度東京たま広域資源循環組合負担金についてご説明いたしたいと思います。

恐縮ですが、議案書にお戻りいただきまして36ページ、37ページをお開き願いたいと思います。

右側、37ページに組織団体別の負担金が記載してございます。表の最下段にございまして、負担金の総額は前年度同様、93億3,000万円となっております。

1枚おめくりいただきまして、38ページには管理費と事業費に分けた組織団体別の負担金、これとあわせまして、右側に負担金の算出方法が記載してございます。

議案第6号の説明については以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上をもって説明は終わりました。

議案第5号、第6号につきましては、一括して質疑を行います。

また、事務局に3名の議員よりあらかじめ質問をしたいという通告がございましたので、議長によって通告順に指名させていただきます。

まず17番、狛江市、鈴木えつお議員、どうぞ。

○17番（鈴木 えつお君） じゃ、質問させていただきます。

歳入の雑入ですけれども、太陽光発電の電力の売却益2,938万円の積算根拠について説明していただきたいと思います。

またあわせてですけれども、どこのメーカーの太陽光パネルを設置することになるのか。京セラとか、パナソニックとか、いろいろあると思うんですけれども、その辺を教えてくださいなと思います。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 私からは、太陽光発電に関するご質問にお答えいたします。

まず1点目、電力売却益に関するご質問でございますけれども、売却益2,938万円の積算根拠についてでございますが、契約の業者から示されました発電を開始する平成29年10月から平成30年3月までの推定発電量113万3,592キロワットアワー、これに平成28年度中に東京電力と契約が完了した場合の固定価格買取り単価、1キロワットアワー当たり24円を掛けまして、さらに消費税を掛けたものでございます。

また、太陽光パネルのメーカーということについてでございますけれども、これは片仮名でジンコという会社でございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 鈴木議員。

○17番（鈴木 えつお君） わかりました。

関連して資料の2の3、収支見込についてでありますけれども、20年間トータルの電力売却益については、11億2,419万円と記載がありますけれども、平成30年度以降の年度ごとの売却益がどの程度になるのか説明していただきたいと思います。

また、先ほどのジンコという会社ですね。どういう会社で、どこの会社で、信頼性のあるパネルなのかどうかとか、その辺を教えてくださいなと思います。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 太陽光発電に関する追加のご質問について、お答え

いたします。

まず1点目、トータルの収支見込み、年度ごとの売却益ということのご質問についてでございますが、年度ごとの電力売却益につきましては、設備の経年劣化によりまして発電効率が年に0.5%低下するということが想定されております。

こうしたことから、平成30年度の売却益につきましては、消費税抜きで約5,910万円となることを見込んでおりますが、平成48年度につきましては、約5,360万円程度の見込みというふうにご考えてございます。年度ごとの支出額は3,980万円であることから、毎年度一定の利益が見込めるものというふうにご考えてございます。

引き続きまして、太陽光パネルの会社に関するご質問についてでございますけれども、このジンコという会社につきましては、中国の会社でございまして、日本の規格認定も取っておるところでございます。

そして、どの程度の会社かということにつきましては、世界のシェアにおいて五本の指に入るシェアを持っておる会社というところがございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 続きまして19番、清瀬市、ふせ由女議員、どうぞ。

○19番（ふせ 由女君） ご説明ありがとうございました。

私は、このメガソーラーの設置についての質問をいたしたいと思います。

先ほどいろいろと説明いただきましたので、大体はわかってきましたが、やはり20年間の長期契約というのは大変長い期間だと思いませんか。それで、その間にはいろんな問題が生じてくるのではないかという危惧があります。その間の見直しなどはどのようにされるのかについて、お聞きしたいと思います。

もう一つありました、すみません。

入札についてなんですけれども、2者が入札されて1者が辞退ということでしたが、その辞退の理由などお聞かせ願えればと思います。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 私からは、太陽光発電に関するご質問についてお答えいたします。

まず、20年間の期間中に問題が生じたらというようなことでございますけれども、今回の契約におきましては、建設中ですか、その運営期間中に各種の保険等に参加させることというふうにしておりますので、ほとんどの事業リスクには対応できるものというふうにご考

てございます。

ただ、その保険等でカバーできない事象が発生した場合には、事業者と協議の上、対応を定めることと考えてございます。

そして、あともう一つのご質問で、辞退の理由についてということでございますけれども、これにつきましては、工事や維持管理を行う事業者と調整がつかなかったとのことでございます。

私からは以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 再質問よろしいですか。

ふせ議員。

○19番（ふせ 由女君） どうもありがとうございました。

先ほどちょっとよくわからなかったのが、各種の補償になるというのはどういう意味なのかということと、自治体においては単年度の予算を組んでいろいろとやるわけなんですけれども、これは本当に20年間ですので、その間の見直しについてはどういうふうになっているのかということをお答え願いたいと思います。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 追加のご質問についてお答えいたします。

まず、保険の内容ということでございますけれども、建設中につきましては、例えば工事の設備が壊れた場合に補償するような保険ですとか、あとは第三者への損害賠償が発生した場合への補償、そういった保険でございます。

また、運営期間中におきましては、火災や落雷等で設備が壊れた場合、そういったものへの保険。また、運営期間中に第三者への賠償責任が生じた場合、そうしたものに対する保険。そしてまた、きちんと収入を確保する天候デリバティブというようなもの。そういったものを含めた保険ということでございます。

そして、あと20年間の間の見直しということでございますけれども、基本的には、繰り返しになりますが、やはり今申し上げた保険、こういった各種の保険で基本的には事故に対応できるというふうに考えておりますので、大きな見直しというものは考えておりません。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 続きまして、3番、武蔵野市、山本ひとみ議員でございますけれども、9項目というふうに通告いただいておりますので、最初5項目お願いしまして、続いて4項目というふうに二つに分けてお願いしたいと思います。どうぞ。

○3番（山本 ひとみ君） 山本です。

たくさんの項目、通告しましたが、では最初、5項目順次質問をさせていただきます。

まず1点目、基金と負担金の関係です。

今回の予算説明書の9ページで、財政調整基金の繰入金の前年度よりも3倍以上になっているわけですが、この理由と、それから前回の決算の審査のときに、基金がふえているということで、基金と組織団体の負担金の軽減との関係について質問をさせていただきましたところ、負担金等の検討委員会を立ち上げて、平成で言うと平成30年3月、平成29年度末までに検討をするというようなご答弁がありました。

ですので、まだ検討中ですから、来年度の予算に関しては総額の負担金はトータルでは同じということになっておりますが、まずはその財政調整基金の繰入がふえている理由と、それから負担金を減らすことについて今はどのような検討状況か伺いたいというのが1点目の質問です。

2点目は、メガソーラー関連なんですけれども、契約方法についても質問を出しておりましたが、それはもう質疑がありましたので、それはいたしません。

先ほど長友管理者からもお話があった、谷戸沢処分場にカヤネズミがいたというような記事があったということで、知人からもそれを聞いたんですけれども、4月から工事が始まるということで、そういう生き物、カヤネズミとか、フクロウとか、オオムラサキとか、これまでも報道された生き物がいると思うんですけれども、営巣活動とか、そういう生き物の活動に工事が影響するのかどうかということをお伺いします。

3点目、エコセメント工場の今後ということで伺いたいんですけれども、大規模な工場ですね。それで、ほとんどもう埋立というのが非常に少なくなっている。焼却灰をエコセメントにする事業というのが今この組合の大きな事業の柱になっているわけですが、ただ、エコセメント工場がずっと稼働するというに関しては、周辺住民の方たちから見ると、やはり大量の焼却灰をずっとセメントにする事業に関してさまざまなご不満、ご不安、環境への影響等への心配はあるかと思えます。エコセメント工場というのは、何年稼働するというふうにもそもそも考えているのか。

例えば、当市でしたら公共施設は大体60年もたせようということでやっております。ですので、こういう工場というのは私もよくわからないんですけれども、何年稼働だと考えていて、例えば大規模修繕とかいうのはどのように考えており、そのための費用の積立等についてはどういう考えなのか。これをエコセメント工場の今後ということで、3点目の質問とし

て伺いたいと思います。

4点目は、エコセメントの販路なんですけれども、これは以前も伺ったことがあるんですが、エコセメントの中に環境に有害な、もちろん人体にも有害なものが含まれていないように細心の注意を払ってやっていたらと思うんですけれども、セメントになっていない状態の製品というのは売ることがあるのかどうかということと、販路は全て地方自治体で、来年度、民間への売却等に関して考えているのかどうか。

一つ質問を減らしましたので、以上4点の質問をしたいと思います。前半部です。よろしくをお願いします。

○議長（濱中 俊男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 直樹君） それでは私のほうからは、1点目にございました、財政調整基金の繰入が昨年度と比較をいたしまして約3倍になっていると。まず、この点について私のほうからご説明させていただきます。

予算書の資料1のほうにございますように、先ほど議員からお話のございましたとおり、歳入の繰入金、財政調整基金からの繰入金につきましては、平成28年度の約800万円から平成29年度につきましては2,590万円余りということで、3倍強の額となっているものでございます。こちらの繰入金につきましては、歳出に要する費用と当該年度に歳入として見込める費用を比較した際に不足する分、こちらにつきましては、ある意味、赤字補填という意味合いの繰入を基金から取崩しをして行っているというものでございます。

したがいまして、来年度、歳出側の当初予算額、こちらが28年度と比較をいたしまして、若干ではございますが、増という状況になっておりますことから、歳入側、こちらの負担金の93億3,000万円、こちらは変更になっていない状況でございますので、若干不足のほうが大きくなったという意味合いでの3倍という額でございます。

私からは以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 事業調整課長。

○参事兼事業調整課長（福谷 寛二君） 私からは二つの項目についてお答えさせていただきます。

まず、検討会での今の検討状況ということでございますけれども、基金や負担金の現状の説明を行った上で、今後の具体的な検討項目ですとか、検討スケジュールの確認を行ったところでございます。

2点目として、メガソーラーに関して工場の影響はどうかと、カヤネズミ等々で工場の影

響はどうかということでございますけれども、谷戸沢処分場につきましては大きく三つの段に分かれておりまして、上段部、上のほうはビオトープエリアとして里山的自然環境の再生に取り組んでおります。また、真ん中、中央の段につきましては、現在、町民グラウンドですとかサッカー場として利用されておるといところでございます。そして、一番下の段のところは今回メガソーラー施設を設置するエリアということでございます。

この下段部につきましては、カヤネズミなどが生息するビオトープのエリアからは最も離れた場所でございます、こうした生き物へ最も離れた場所ということでございます、こうした生き物の活動には影響しないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（高橋 一広君） 私からは2点のご質問にお答えします。

まず、エコセメント化施設の稼働期間と今後のエコセメント化施設についてお答えします。

エコセメント化施設につきましては、委託契約に基づき、東京たまエコセメント株式会社が20年間、運転維持管理業務を行うこととなっております。この契約期間中は、現行の運営業務委託費により、エコセメント化施設の性能が常に十分に発揮できるよう、設備の機能を維持することになっております。

現行の委託契約終了後の取扱いについては、現在未定でございますが、今後、施設の老朽化などさまざまな状況を踏まえ、検討を行ってまいります。

次に、エコセメントの販路についてお答えします。

製造されたエコセメントは、全量を東京たまエコセメント株式会社が買い取り、さらに太平洋セメント株式会社が同社から全量を買って、コンクリート2次製品の製造工場などに販売しております。

エコセメントは、主にコンクリート平板やインターロッキングブロックなどのコンクリート2次製品の原料として使われており、こうしたコンクリート2次製品は、組織団体の公共工事だけでなく、東京スカイツリータウン広場や東京駅丸の内口駅前広場など、民間事業でも広く活用されているところでございます。

以上です。

○議長（濱中 俊男君） 山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） それでは、4点の質問に対するご答弁がありました。再質問をいたします。

一番最初の基金及び負担金のことなんですけれども、ちょっと負担金の今後ということがまだ検討中ということで、はっきりとはしなかったんですけれども、やはりリサイクルやリユース、ごみ減量の努力が反映されるシステムにしようとしているんだとは思いますが、その方向でぜひ検討していただきたいということを要望しておきますので、お返事があればお願いをいたします。

それから、谷戸沢処分場の生き物の活動に関する影響の点はよくわかりました。

エコセメント工場のことなんですけれども、よくわかりませんでした、これは。20年間の契約というのはわかるんですけれども、じゃ、その間の大規模修繕等や補修に関しては必要であるのかないのか。それはその都度考えていくということなんでしょうか。ただ、本当に大きな工場ですし、多摩地域全体のごみ行政、廃棄物行政に深くかかわっていることなので、近くになってからその後どうするか考えるというわけにもいかないと思うんです。

ですので、工場は20年以上もつけれども契約は20年で終了して、その何年か前から次の契約について考えるのか、大規模修繕などはその間ないのか。このあたりの見通しがよくわからないんですけれども、今わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

それと、それを聞いていて、エコセメントに関連して、前回の質問で、エコセメントの中に焼却灰はもちろん使うわけだけれども、放射性物質がまじっているのかどうかという質問をしたこともあるんですが、それは大きな影響はないということで最終的にはご説明があったわけなんですけれども、説明については、私としては大変遺憾に思ったわけです。

高温で焼却灰を焼成することによって放射性物質が取り除かれるということを一回説明されたので、そのあと少し補足がありましたが、エコセメントに使う焼却灰の中に危険なものがあるのかどうかということについて、大変重要な問題だと思うんです。

例えば水銀電池などが小さなものだったら一緒に燃やすということもあるかもしれないですよ。今、金属澱物についてはいろいろ努力して売却するということになり、それを別に取り出すような努力もされていますけれども、全ての有害物質、特に重金属等が取り除かれているかどうかということについては、これはなかなか完全には難しいと思います。

ちょっと新しい質問なんですけれども、資源循環組合としては、こうした有害物質を使ったおもちゃとかいろんなものがあると思うんですけれども、それを製造している人たちに対して、メーカーですね、ごみの分別が難しかったり、有害物質が本当にまじっていないのかチェックをしたりするような仕組みをつくるべきだというような提案はこれまでしたことがあるのかどうか。もししていないんだったら、これからする意図があるのか。それをちょっ



と聞きたいと思います。

[「議長、これ再質問じゃないですよ」「違うな」「とめてください」「こんなのはルール違反だ」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 今、少し逸脱しているのではないかという意見もありましたけれども、今、答弁できるのでしたら、このまま会議を続けて、答弁のほうを……

[「何でもありじゃない」「おかしいよ、それは。だめだよ」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 今、会議規則で質問と再質問の2回しかできないという制約が現在あって、そのルールのもとやっていますので、多少脱線しているかなとも感じるところはありますけれども……

[「議長、それは違うんじゃないの。ちょっと休憩してよ」「私も異議ありです、これは」「休憩とって。最初の質問に対しての再質問なんでしょう」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） ちょっと待ってください。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

○議長（濱中 俊男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ご答弁をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長（志村 公久君） 再質問にお答えいたします。

まず、今後の負担金についてでございますけれども、現在検討中でございますが、負担金の算出の方法につきましては、現在も埋立処分に係る経費については、埋立処分を実際に行っている団体で割り振るといような変更を第5次減容（量）化計画でやったところがございますけれども、今後の負担金の検討に当たっても同様に、努力をしたところが報われるという制度にしていくこととなると思います。

それから、20年間の大規模修繕とその後のことについて、よくわからないということでしたが、先ほどご答弁申し上げましたとおり、20年間の契約の間については、大規模修繕もあわせて契約事業者が適切に行うこととなっております。

契約期間が20年間でございますので、その先については事業を継続するかどうかについても未定でございます。ですから、そこに係る経費というのも現状では計算はしておりません。ですから、20年の契約期間が切れる前に、20年がたった後どうするかというのは検討することとなると思います。

それから、エコセメントの中に放射能があるかないかということ。前回、焼成の過程で放射性物質は取り除かれて、エコセメント製品には入らないという答弁について遺憾であるということですが、これはエコセメント化施設に原料として投入する焼却灰の中の放射性物質、これはほとんどが塩化セシウムであるというふうに言われております。ですから、1,350度の炉で熱した場合は気化しまして、固形物の中にはほとんど入らないというのは科学的に明確な事項でございます。

説明は以上でございます。

[傍聴席から発言する者あり]

○議長（濱中 俊男君） それでは、山本議員、引き続き次の項目をお願いいたします。

どうぞ、山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） それでは、残りの質問をさせていただきます。4点です。

まず1点目、ここの組合議会の議員報酬なんですけれども、今、東京都では、議員の報酬について削減をするという話がいろんな会派から提案されております。議員の仕事と報酬との関係については、市民からの視線も厳しいものがあると私も理解をしております。

それで、質問としては、ここにいる、私も含めて各自治体選出の議員は、議員としての報酬はいただいているわけです。それ以外にこちらの資源循環組合議会の議員としてもいただいている。それは、こういう議会開催が年に数回ですけれども、それだけではないという考えなんですけれども、その考え方の根拠や、今後報酬のあり方を考え直す意思というのがあるのかどうか、伺いたいと思います。

それから、職員体制のことを2点目に伺います。

私は、大切な事業なので職員の方に関してはしっかりと仕事をしていただきたいし、専門性をもっと向上させていただきたいと望んでおります。このプロパーの職員の方というのはいらっしゃるんでしょうか。今どういう状況か。

それから、東京都や自治体から職員が出向されていると思いますが、その期間、例えば大体3年だとか、5年だとか、そういう基準というのがあるのでしょうか。

また、専門性の向上ということに関しては、例えば研修体制や外部委員の登用とか、いろんな方法があるかと思うんですけれども、その専門性の向上に向けた方針を伺います。

次に、ちょっと細かいことで恐縮ですが、予算説明書の19ページと23ページに、二ツ塚と谷戸沢処分場費の中で、酸素モニター及び有毒ガス警報器定期点検委託というのがあります。有毒ガスというのはどういうのが有毒ガスなのか、この酸素モニター、有毒ガス警報器を付

なければならぬ背景とかその内容、それから、これはいつから実施しているのか伺います。それが3点目です。

4点目、これは毎回聞いておりますが、放射性物質の検査です。

福島第一原発の事故からもう5年以上が過ぎ、まもなく6年目ですけれども、福島の現地ではホットスポットもあちこちで見つけられておりますし、格納容器等の状況などはマスコミ等で報じられているとおりです。私は決して安心できる状況ではない、事故は収束していないと思っております。

来年度の放射性物質の検査について、検査の項目、頻度、測定機械、その費用、それから結果の周知方法についてお尋ねします。

以上です。

○議長（濱中 俊男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 直樹君） それでは、私からは2点ご答弁を申し上げます。

まず1点目でございますが、議員報酬に関することについてでございます。

当組合では、報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づきまして、議員報酬を支給しているところでございます。

私どもの組合は、一般廃棄物の最終処分を広域的に行うことを目的として設立されました一部事務組合でございまして、この事務に関しましては、各組織団体の権能からは除外をされているところでございまして、組織団体の事務とは重複をしていないということから、報酬のいわゆる二重取りというようなものには当たらないというふうに考えているところでございます。

また、組合議員につきましては、選出する母体は構成市町、組織団体の市町ということではございますが、その身分といたしましては、構成市町の議員ではなく、当組合の議員として活動をしていただいているものというふうに考えております。

したがって、年2回の定例会、また臨時会だけでなく、組合議会を構成する議員のお立場といたしまして、年間を通して、当組合が住民の皆様の期待に応える事業運営をしているかどうかという点についてチェックをしていただく必要があるというふうに考えております。したがって、それらの対価として、現在の報酬の支給を行わせていただいているものにつきましては適切であるというふうに考えているところでございます。

それともう一点、職員体制の件について引き続きご答弁申し上げます。

まず、当組合の職員につきましては、2人の嘱託員を除きまして、23人正職員がおるとこ

ろでございますが、全て東京都及び組織団体からの派遣職員ということでございまして、プロパーの職員はおりません。また、派遣期間についてでございますが、原則は3年間ということになっております。

これらの派遣につきましては、各課、担当等で必要といたします職種や経験、人数に基づき策定をいたしております当組合の職員派遣計画に基づいて、計画的に派遣依頼を行っているものでございまして、東京都や組織団体では、あらかじめこれに備えた職員配置等を行っていただいているというところでございます。

また、この間、長年にわたりまして培ってまいりました業務の専門的な知識やノウハウ、こういったものにつきましては、職員研修などによって新任職員に対して適切に引き継いできているものというふうに考えております。これによりまして、現状においても業務に必要な資格、専門的な知識を有した職員が確保できているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 業務課長。

○業務課長（山下 幸司君） 私からは警報器の点検についてお答えいたします。

まず、酸素モニター及び有害ガス、こちら先ほど有毒ガスというご質問ですが、私どもは有害ガスを測定しているものです。

〔「有害。有毒じゃないのね。失礼しました」と呼ぶ者あり〕

○業務課長（山下 幸司君） そして、この内容ですけれども、処分場の水処理施設の水槽等を点検するために、酸素濃度や有害ガスの濃度を測定いたしまして、その場所で安全に作業ができるかを確認する必要がございます。二ツ塚処分場費、谷戸沢処分場費の委託料に記載されている酸素モニター及び有害ガス警報器定期点検委託ですけれども、こうした測定を行う警報器等が正常に作動するかどうか点検をするとともに、このセンサー部分等の消耗品を交換するものでございます。

なお、同様の点検委託は、谷戸沢処分場開場当時から毎年実施しているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 環境課長。

○参事兼環境課長（大平 裕己君） 私からは、放射性物質の検査項目等についてお答えをいたします。

検査項目と頻度につきましては、今年度と同様に、放射性物質濃度はエコセメント化施設の乾燥機等と焼成炉の排ガス、金属回収汚泥、下水道放流水、エコセメント製品を調査項目として毎月1回、また、空間放射線量は二ツ塚処分場の敷地境界におきまして7日に1回、調査を実施いたします。

また、測定器につきましては、放射性物質濃度は高純度ゲルマニウム半導体検出器を、また空間放射線量につきましては、シンチレーション式サーベイメータを使用いたします。

費用につきましては、放射性物質濃度及び空間放射線量を合わせまして約673万円、結果の周知につきましては毎月、日の出町及び地元自治会に対して報告するとともに、ホームページ等において公表いたします。

私からは以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 山本議員。

○3番（山本 ひとみ君） では、再質問と要望をしたいと思います。

議員報酬なんですけれども、現状で適切であると。報酬の二重取りということではないというご答弁でした。各自治体の議会とこの一部事務組合の議会とはもちろん設置の根拠が違うわけなので、同じ人間であっても違う役割をそれぞれ果たさなければならないということは理解しております。

ただ現状で、例えば議員であれば、廃棄物行政に関してもどこの自治体でも必ずそれは重要課題として調査、研究、勉強するわけですから、私としては、現状の金額や支払いの仕方に関しては再検討の必要があるというふうに考えております。これは意見として申し上げたいと思います。

それから、職員体制なんですけれども、組合プロパーの方はいないということで、3年たったら大体みんなかわると。それは、こちらの管理職の方も全員3年たったらかわるわけですか。ちょっと再質問ですけれども。

例えば処分場の開場のときのいろんな問題、それから長期にわたる幾つかの裁判。いろんなテーマがあるわけなんですけれども、私、この2年間、この組合議会でいろいろ質疑してまいりまして、可能ならもう少し専門的な知識や、これまでの住民とのさまざまな話し合い、交渉等の経過について、少なくとも何人かの方は熟知した方を置いていただきたいと思います。どのような研修を行っているのかということがわかれば教えていただきたいと思います。

私としてはぜひ、プロパーの方を養成したり、あと専門性を向上させる手だてを今後とっていただきたいと思いますが、今以上のことはもう無理なんですか。それについてお答

えをいただきたいと思います。

3点目ですが、ちょっと見間違えて失礼いたしました。酸素モニター及び有毒ではなくて有害ガス警報器だったんですね。失礼しました。

これは開場のときからあるというお話でしたけれども、これは例えば、谷戸沢処分場のボックスカルバートの中にあるんですか。どこに設置されていて、これまでこの有害ガス警報器が実際作動したような例というのはあるのかどうかお尋ねします。

放射性物質の検査に関しては毎回聞いているので、変わっていないということはわかって、それはよかったですと思います。ぜひ来年度以降も、長期にわたってこうした放射性物質の検査について継続をしていただきたいということを、来年度だけではなくぜひやっていただきたいということを、これはお願いしておきたいと思います。

○議長（濱中 俊男君） 総務課長。

○総務課長（渡辺 直樹君） それでは、職員体制の件につきましてご答弁をさせていただきますと思います。

当組合では事業開始当初より、現行と同様の職員の配置方法によりまして事業を運営してきておるところでございますが、この間、周辺環境に大きな影響を与えるような問題等が発生することもなく、地元日の出町の皆様との信頼関係を築いてきたというふうに考えているところでございます。

研修等につきましては、業務でこの間培ってまいりました専門的な知識とあわせまして、処分場建設の歴史的な経緯、こういったものも含めて年間に数回、職員に対して研修を実施しているところでございます。また、新任職員につきましては、当然のことながら、新任研修というものを実施しているという状況でございます。こうしたことによりまして、大きな問題等が発生することもなく事業が実施できている、その結果であるというふうに考えているところでございます。

したがいまして、現行の職員の配置方法につきましては、現在の組合の状況におきまして最も有効な方法というふうに考えておりますので、今後も東京都や組織団体と連携をしながら、適正な職員配置に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 業務課長。

○業務課長（山下 幸司君） 私からは警報機器の関係についてお答えをいたします。

この警報器ですけれども、酸素モニター及び有害ガスの警報器と書いてありますが、これ

は点検するために作業員が携帯するものでございますので、固定して設置されているものではございません。携帯している警報器によりまして、酸素濃度、ガス濃度を確認して、安全を確認した上で作業をいたしているところでございます。

私からは以上です。

○議長（濱中 俊男君） よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 質疑なしと認めます。

[傍聴席から発言する者あり]

○議長（濱中 俊男君） 傍聴者は静かにお願いいたします。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（濱中 俊男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

質疑、討論は一括して行いましたが、議案の採決につきましては、それぞれ個別に行うことといたします。

まず、議案第5号 平成29年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中 俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 平成29年度東京たま広域資源循環組合負担金についてを挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（濱中 俊男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもちまして議事日程は終了いたしました。事務局から発言の申し出がありますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（渡辺 直樹君） それでは、事務局から事務連絡のほうをさせていただきます。

初めに、本日机上に配付をさせていただきました文書等についてでございます。

1枚目は、平成29年度組合議会の開催予定となります。表面にございますように、10月及び来年2月の定例会、また裏面にございますように、7月開催予定の臨時議会についてでございますので、ご確認のほうお願いいたします。また、随行の方にも同様に通知をご用意いたしておりますので、それぞれ該当部署への配付をお願いいたします。

2枚目は、組合議会の議員名簿でございます。今回、議員の交代がございましたので、新たに作成をさせていただいたものでございます。

3点目につきましては、昨年10月開催の組合議会の会議録でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

○議長（濱中 俊男君） 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これもちまして、平成29年第1回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

円滑な議事進行にご協力いただき、まことにありがとうございました。

午後3時19分閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議 長 濱 中 俊 男

第10番議員 露 口 哲 治

第26番議員 原 成 兆